

沿岸広域振興局長告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年10月6日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡広田陸前高田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市小友町字茗荷12番1地先から米崎町字和方130番2地先まで	新	m 56.9～18.8	m 108.0
	旧	39.0～18.8	108.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 平成27年10月6日から同年11月6日まで